

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1
秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

規 則

- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第24号）…………… 2
- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第25号）…………… 2
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 2

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第197号）…………… 2
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第198号）…………… 3
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第199号）…………… 3
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第200号）…………… 3
- 差押書の公示送達について（第201号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第202号）…………… 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第203号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第204号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および休止について（第205号）…………… 4
- 生活保護法による医療機関の指定について（第206号）…………… 4
- 平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第207号）…………… 4
- 平成25年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第208号）…………… 4
- 平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第209号）…………… 5
- 秋田市下新城地区に発令した避難勧告の解除について（第210号）…………… 5
- 功労者名簿の登録について（第211号）…………… 5
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第212号）…………… 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第213号）…………… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第214号）…………… 7
- 平成25年度市税督促状の公示送達について（第215号）…………… 7
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第216号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 7

選 管 告 示

- 平成25年 7月 3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第58号）…………… 7
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第59号）…………… 7
- 平成25年 7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第60号）…………… 8
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について（第61号）…………… 8
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第62号）…………… 8
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第63号）…………… 8
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所について（第64号）……………12
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻について（第65号）……………13
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第66号）……………13
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について（第67号）……………18
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第68号）……………18
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第69号）……………18
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について（第70号）……………18
- 平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の変更選任について（第71号）……………19

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第10号）……………19

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）……………19

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第31号）……………19
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第32号）……………19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第33号）……………19

公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について……………20
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 建築基準法による道路の指定について……………23
- 公募型プロポーザルの実施について……………24
- 都市公園の設置について……………24
- 入札参加資格の申請の受付について……………25
- 開発行為に関する工事の完了について……………26
- 開発行為に関する工事の完了について……………26
- 農用地利用集積計画の策定について……………26
- 差押財産の公売について……………26

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 一般競争入札の執行について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 入札参加資格の申請の受付について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………34

規 則

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「5,000平方メートル」を「4,000平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（費用の徴収額等の決定の特例）

- 2 平成25年度に限り、別表第1のA階層に属していた世帯であって平成25年厚生労働省告示第174号の規定により平成25年8月1日以後に同表のB階層に属することとなったものうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（費用の額の決定等の特例）

- 2 平成25年度に限り、別表のA階層に属していた世帯であって平成25年厚生労働省告示第174号の規定により平成25年8月1日以後に同表のB階層に属することとなったものうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社東北リスクマネジメント	在宅介護サービスステーションたんぼ飯島訪問介護	秋田市飯島緑丘町18番19号	平成25年7月1日	訪問介護、介護予防訪問介護

特定非営利 活動法人あ きた福祉共 生会	ごろりんは うす	秋田市山 王新町13 番21号 三栄ビル 3階	平成25年 7月1日	居宅介護 支援
-------------------------------	-------------	-------------------------------------	---------------	------------

秋田市告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成25年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 ジャパン ケアサー ビス	グループ ホーム遊 宴秋田旭 川	秋田市旭 川清澄町 16番17号	平成25年 7月1日	認知症対応型 共同生活介護、 介護予防認知 症対応型共同 生活介護

秋田市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 7月 3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市飯島新町二丁目 4 番37号

ローソン秋田広面蓮沼店

店長 高 橋 馨

秋田市告示第200号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
421	秋田市八橋田五郎二丁目 2 番 3 号	ローソン秋田八橋田五郎二丁目店

秋田市告示第201号

次の差押書は、法人の住所又は所在地が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、差押書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 7月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

東京都千代田区神田練堀町45番地

株式会社 日本ボロン
2 送達する書類名
差押書 1通

秋田市告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 7月 9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
東北製鋼 株式会社	東北製鋼 株式会社	秋田市寺 内字大小 路 207 番 地13	平成25年 5月31日	福祉用具貸与、 特定福祉用具 販売、介護予 防福祉用具貸 与、特定介護 予防福祉用具 販売
医療法人 わらべ会	稲庭クリ ニック訪 問リハビ リテーショ ン	秋田市南 通亀の町 2 番21号	平成25年 6月30日	訪問リハビリ テーション、 介護予防訪問 リハビリテー ション

秋田市告示第203号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成25年 7月 9日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
岡田 健	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由
佐野 圭昭	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由
佐野 由佳	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由
小林 慎弥	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由
藤巻 由実	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由
田邊 淳	秋田県立脳 血管研究セ ンター	脳神経外 科	肢体不自由

大内 東香	秋田赤十字病院	神経内科	視覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
飯川 延子	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害

秋田市告示第204号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成25年 6月1日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成25年 7月25日から平成26年 1月25日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アイン薬局 中通店	秋田市南通築地2番31号	平成25年 7月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
バリアフリーアー ト	秋田市川尻御 休町3番2号	秋田市新屋洪 谷町1番38号	平成25年 4月1日

3 休止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日	備 考
ジャパンケア 秋田仁井田	秋田市仁井田新田一丁目 5番15号K Sビル206号	平成25年 5月31日	休止

秋田市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年月日
高橋 道弘	寿楽 秋田店	秋田市泉釜ノ町 11番9号	平成25年 6月1日

秋田市告示第207号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第208号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達でき

なかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画财政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成25年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第209号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第210号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成25年 7月12日午後 4時に秋田市下新城地区に発令した避難勧告を、同年 7月13日午前 9時をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区

秋田市下新城岩城字下向地区

岩城字上向地区

岩城字右馬之丞地区

岩城字槻ノ木地区 合計167世帯

秋田市告示第211号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成25年 7月16日

秋田市長 穂 積 志

第508号 永 田 賢之助 秋田市上新城中字片野33番地 1

長年にわたり地区の歴史や文化を研究し地域文化の顕彰に努めるとともに子ども達の愛郷心の育成および地域の振興など幅広い分野において市勢の発展に大きく貢献した。

第509号 大 川 功 秋田市保戸野鉄砲町 1 番21号

長年にわたり生活協同組合コープあきた代表理事として市民の生活安定と文化の向上および被災者の支援に取り組まれるとともに消費者を守るための啓発活動など本市消費者行政の進展に大きく貢献した。

第510号 佐々木 了 秋田市雄和新波字樋口25番地 1

長年にわたり農業委員会委員として農業政策への建議・要望の提出と農地転用等に対する助言・指導を行うなど本市の農地行政

の執行に大きく貢献した。

秋田市告示第212号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成25年 7月16日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動等に尽力し市勢の発展に貢献した。

奥 山 彌佐子

天 野 博 子

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及高揚に尽力し市勢の発展に貢献した。

齊 藤 貞 美

久保目 喜 一

長谷部 久 夫

平 良 邦 子

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあつて交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

八 柳 正 三

渡 邊 章

田 近 政 孝

長年にわたり秋田市交通安全母の会連絡協議会の要職を務め交通安全意識の高揚と交通事故の防止に尽力し交通安全の推進に貢献した。

武 田 宮 子

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

武 藤 勝 春

粕 谷 芳 郎

長谷川 義 隆

大 澤 鐵 治

松 坂 勇

堀 正 司

瀧 田 毅

佐々木 政 昭

石 井 登

三 浦 五 祚 夫

阿 部 滋

工 藤 榮 治

古 田 卯 助

竹 中 榮 治

青 木 稔

川 田 直 政

小 島 初 男

石 川 唯 志

鎌 田 金 光

永 井 英 夫

鈴 木 岩 夫

藤 井 武 光

福 田 雪 夫

工 藤 慶 職

今 野 昭 造

大 友 鈴 雄

須 田 博

細 部 芳 雄
 佐々木 忠 次
 高 橋 功
 高 橋 信 清
 岡 部 守 人
 金 正 人
 伊 勢 定 正
 内 藤 眞 吾
 鈴 木 鎮 一
 宮 澤 淳
 中 川 猛 夫
 (故) 山 田 肇
 小 野 良 治
 中 山 清 造
 佐々木 睦 生
 高 橋 恒 悦
 伊 藤 正 和
 小豆嶋 勝 男

長年にわたり社会福祉審議会障がい者専門分科会委員として本市社会福祉の向上に貢献した。

田 村 芳 一

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくりと社会福祉の向上に貢献した。

あいの会

フリーズア

フラ・ロケラニサークル

あきた友楽会

秋田万歳 継承会

まごころ友の会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

松 淵 紀 子

能 美 ミ キ

工 藤 勝 義

後 藤 美代子

鈴 木 喜 悦

金 曙 子

正 木 瑠美子

門 脇 紀巳子

船 木 新 悦

安 宅 花 江

豊 嶋 孝 夫

小 泉 靖 子

利 部 セツ子

関 谷 和 子

川 井 精 一

菅 原 ミチ子

渡 辺 京 子

佐 藤 アサ子

保 坂 隆

渡 邊 貞 雄

佐々木 伊代子

佐々木 和 子

折 原 和 子

池 田 實

藤 原 久美子
 村 松 功 英
 佐々木 チヨコ
 菅 野 ふみ子
 田 中 久 子
 田 中 陽 子
 深 井 鈴 美
 佐 藤 富 子
 田 近 サト子

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を行うなど本市環境行政の推進に貢献した。

寺 山 雅 子
 蒔 田 明 史

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

渡 邊 静 雄
 佐 藤 金 典

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

堀 井 喜久雄
 鈴 木 雅 之
 藤 井 俊 弥

長年にわたり秋田市中心卸売市場運営協議会委員および秋田青果卸売協同組合等の要職を務め中央卸売市場の指導的役割を担い市場運営に貢献した。

佐 藤 信 男

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

今 野 敏 雄

長年にわたり文化振興審議会委員として本市文化の振興に貢献した。

齊 藤 博

長年にわたり収集した民具などのコレクションをボランティアで公開展示し生活文化の保存に貢献した。

永 田 新 作

長年にわたりボランティア活動に精励し動物園のにぎわいづくりおよび教育普及活動の推進などに貢献した。

秋田市大森山動物園ボランティアガイド「たいようの会」

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

岩 本 とき子
 菅 生 美榮子
 伊 藤 清四郎
 小 野 金 一
 前 沢 恵 子
 相 原 律 子
 渡 邊 節 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

小 野 淳 子
 佐 藤 百合子
 伊 藤 慶 子
 菊 池 美弥子
 二 田 キミ子
 本 間 夕 子

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

境田町内会自主防災隊
種沢自治会自主防災隊
北浜町内会自主防災隊
八柳上通自主防災隊

秋田市告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年 月 日	サービスの 種 類
柿崎ケア システム 株式会社	訪問介護 ステーショ ンめぐり	秋田市土崎 港東一丁目 2番8号	平成25年 7月15日	訪問介護、 介護予防訪 問介護

秋田市告示第214号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
422	秋田市牛島東五丁目3 番25号	サンクス牛島東5丁目 店

秋田市告示第215号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度市税督促状

秋田市告示第216号

平成25年 7月22日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成25年 7月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

伊 藤 義 一

文芸の研鑽に努め優れた作品「落下芳艸—俳句でたどる露月の

一生—」を発表し俳句の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

佐々木 厚 子

美術の研鑽に努め優れた作品「イカロス I」を発表し洋画の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

赤 川 郁 子

邦楽の研鑽に努め優れた作品「新娘道成寺」を発表し地唄三絃の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

とのぐち会

文芸の研鑽に努め優れた作品「とのぐち 三十年の軌跡」を発表しエッセイの持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成25年 7月25日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年 7月22日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

付議案件

- 1 平成26年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成26年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 平成26年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件
- 4 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第58号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年 7月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年 7月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成25年 7月4日
午前 8時30分から午後 5時まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

秋市選管告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとお

りであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。
平成25年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の1の数 5,372人
- 2 3分の1の数 89,520人

秋市選管告示第60号

平成25年 7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年 7月 4日
午後 6時

秋市選管告示第61号

平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目 2番34号	平成25年 7月 5日から 同月20日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼 27番地 3	平成25年 7月14日から 同月20日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目 1番 1号	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目 3番 1号	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地 1	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成25年 7月14日から 同月20日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地 2	平成25年 7月14日から 同月20日まで

秋市選管告示第62号

平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後 8時まで (1時間30分繰下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後 8時まで (1時間30分繰下げ)
秋田市北部市民サービスセンター	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)
秋田市西部市民サービスセンター	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)
秋田市河辺市民サービスセンター	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)
秋田市雄和市民サービスセンター	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前 8時30分から午後 5時まで (3時間繰上げ)

秋市選管告示第63号

平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

平成25年 7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月 5日	投票管理者	秋田市広面字野添78番地 3	田 村 知 子
	職務代理者	秋田市川元山下町 5番 3号	二 木 正 行
平成25年 7月 6日	投票管理者	秋田市柳田字境田19番地13	佐々木 富美子
	職務代理者	秋田市川元山下町 5番 3号	二 木 正 行
平成25年 7月 7日	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番 1号	小 野 尊 尚
	職務代理者	秋田市川元山下町 5番 3号	二 木 正 行

平成25年 7月8日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月9日	投票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月10日	投票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地5	高 橋 キ ン
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月11日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月12日	投票 管理者	秋田市広面字野添78 番地3	田 村 知 子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月13日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6 番8号	赤根谷 光 昭
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地5	高 橋 キ ン
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市土崎港南二丁 目3番27号	藤 本 夫 美 雄
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6 番8号	赤根谷 光 昭
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月17日	投票 管理者	秋田市山王七丁目11 番20号	伊 藤 芳 高
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月18日	投票 管理者	秋田市土崎港中央六 丁目10番9号	加 藤 トヨ子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月19日	投票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番1号	小 野 尊 尚
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田 口 槇 子
	職務 代理者	秋田市川元山下町5 番3号	二 木 正 行

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市新屋元町2番 34号	三 川 則 子
	職務 代理者	秋田市港北新町4番 42号	加 藤 治
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市柳田字境田19 番地13	佐々木 富美子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東1 番22号	奈 良 毅
平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番1号	小 野 尊 尚
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成25年 7月17日	職務 代理者	秋田市榎山南中町3 番13-301号	夏 井 浩
	投票 管理者	秋田市土崎港北四丁 目1番24号	羽 田 みつぎ
平成25年 7月18日	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
	投票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
平成25年 7月19日	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市新屋元町21番 34号	三 川 則 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6 番8号	赤根谷 光 昭
	職務 代理者	秋田市土崎港中央一 丁目9番6号	齋 藤 真 紀 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川 崎 義 則
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川 崎 義 則

平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成25年 7月17日	投票 管理者	秋田市牛島西二丁目 13番31号	石 塚 寿香子
	職務 代理者	秋田市港北新町4番 42号	加 藤 治
平成25年 7月18日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目7番13号	廣 田 和 則
平成25年 7月19日	投票 管理者	秋田市雄和碓田字梵 天野103番地	那 須 新 一
	職務 代理者	秋田市港北新町4番 42号	加 藤 治
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職務 代理者	秋田市新屋前野町3 番5号	猿 田 実
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川 崎 義 則

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目8番11号	菅 原 祐 子
	職務 代理者	秋田市外旭川字松崎 223番地1	鎌 田 信 一
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目8番11号	菅 原 祐 子
	職務 代理者	秋田市土崎港南三丁 目5番18号	熊 谷 恵 一
平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市新屋松美町22 番3号	佐々木 昭 夫
平成25年 7月17日	投票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目9番34号	加賀谷 俊 雄
	職務 代理者	秋田市泉釜ノ町26番 32号	千 田 綾 子
平成25年 7月18日	投票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市外旭川字神田 46番地3	齊 藤 保 子
平成25年 7月19日	投票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目4番18号	加 藤 武 美
	職務 代理者	秋田市土崎港南三丁 目5番18号	熊 谷 恵 一
平成25年	投票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目8番11号	菅 原 祐 子

7月20日	職 務 代理者	秋田市外旭川字松崎 223番地1	鎌 田 信 一
-------	------------	---------------------	---------

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地1	佐 藤 喜代隆
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市広面字大巻2 番地6	長谷部 陽 子
平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市茨島二丁目9 番9号	佐々木 崇
平成25年 7月17日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市飯島長野中町 7番19-16号	北 島 千恵子
平成25年 7月18日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地1	佐 藤 喜代隆
平成25年 7月19日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市牛島南二丁目 9番17号	高 橋 英 利
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市新屋日吉町3 番13号	小 野 良 治
	職務 代理者	秋田市河辺松測字松 測3番地	伊 藤 秀 和

平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投票 管理者	秋田市河辺和田字坂 本北540番地3	熊 谷 鉄 美
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地1	三 浦 淳 子
平成25年 7月15日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地1	石 井 稔
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成25年 7月16日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職務 代理者	秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明

平成25年 7月17日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子
平成25年 7月18日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字北 条ヶ崎146番地	豊 島 金 秀
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成25年 7月19日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地 1	石 井 稔
	職 務 代理者	秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
平成25年 7月20日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字北 条ヶ崎146番地	豊 島 金 秀
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子

平成25年 7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職 名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投 票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成25年 7月15日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 野中 7 番地	七 尾 宗 弘
平成25年 7月16日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11号	清 水 英 樹
平成25年 7月17日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成25年 7月18日	投 票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職 務 代理者	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖
平成25年 7月19日	投 票 管理者	秋田市御所野下堤一 丁目 3 番13号	加 藤 志 美 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字 野中 7 番地	七 尾 宗 弘
平成25年 7月20日	投 票 管理者	秋田市雄和石田字前 田112番地	佐 藤 金 雄
	職 務 代理者	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖

平成25年 7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職 名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台 3 番地 1	石 塚 映
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成25年 7月15日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町82番地 2	池 田 誠
平成25年 7月16日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成25年 7月17日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字三 内段74番地 1	佐 藤 憲 一
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町82番地 2	池 田 誠
平成25年 7月18日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成25年 7月19日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町82番地 2	池 田 誠
平成25年 7月20日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台 3 番地 1	石 塚 映
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆

平成25年 7月21日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職 名	住 所	氏 名
平成25年 7月14日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成25年 7月15日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成25年 7月16日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成25年 7月17日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字野開 8 番地 2	鈴 木 功

平成25年 7月18日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字野開 8番地 2	鈴 木 功
平成25年 7月19日	投票 管理者	秋田市雄和繁字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成25年 7月20日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11号	清 水 英 樹

秋市選管告示第64号

平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成25年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

投票所一覽表

投票 区	投票所名	住 所
1	秋田市八橋地区コミュニ ニティセンター	八橋本町五丁目 2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町 9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町 8番 1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町 7番 1号
5	秋田市旭北地区コミュニ ニティセンター	大町四丁目 4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番 1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町 8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目 1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目 4番 5号
10	(旧)秋田市牛島児童 館	牛島東一丁目 2番 7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番 1号
12	秋田市栖山地区コミュニ ニティセンター	栖山南中町 1番 9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番 1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目 8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1番 6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地 5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2番地 1
26	(旧)秋田市立山谷小 学校	太平山谷字中山谷143番地

27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1番29号
28	秋田市下北手地域セン ター	下北手柳館字前田133番地 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュ ニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番 地 1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育 研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7番 1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番 地 3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2番地 4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービ スセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地 8
42	秋田市浜田地区コミュ ニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地 1
44	秋田市豊岩地区コミュ ニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4番地 1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋87番地 1
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧)秋田市立八田小 学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービ スセンター	土崎港西五丁目 3番 1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目 1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目 6番 1号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目 3番 1号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目 6番39号
56	秋田市立將軍野中学校	將軍野南一丁目12番 1号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	秋田市將軍野地区コミュ ニティセンター	將軍野南四丁目 8番 8号
60	秋田市営住宅四ツ谷団 地第一集会所	將軍野堰越 8番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュ ニティセンター	飯島松根東町 5番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2番 1号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュ ニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地

67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地4
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧)秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	御野場病院在宅ケアセンター	御野場四丁目3番4号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいづみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地

107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

秋市選管告示第65号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅原弘夫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第66号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅原弘夫

平成25年 7月21日執行 参議院議員通常選挙
投票管理者およびその職務代理人一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理人	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理人	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋 田 北 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理人	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理人	秋田市八橋三和町4番24号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目7番15号	藤 田 勝
	職務代理人	秋田市大町五丁目5番2号	大 井 晋
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理人	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小 学 校)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理人	秋田市茨島六丁目5番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市茨島二丁目5番13号	相 場 文 男
	職務代理人	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目3番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (旧)牛島児童館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理人	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理人	秋田市榎山城南町3番6号	大 坂 伸 吉
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理人	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯 峨 博 文
	職務代理人	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木 村 裕
	職務代理人	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番28号	石 川 惣 夫
	職務代理人	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理人	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番11号	三 浦 金 光
	職務代理人	秋田市飯島穀丁8番39号	石 川 敏 彦
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理人	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理人	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻159番地3	鎌 田 勇
	職務代理人	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤 孝 俱
	職務代理人	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理人	秋田市新屋元町13番3号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	職務代理人	秋田市桜二丁目9番3号	京 谷 勝 輝
秋 田 市 第 26 投 票 区 (旧)山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理人	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修

秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目6番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市山中島町6番21号	檜 岡 善 治
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理者	秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地	川 村 隆 一
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地 2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋 田 市 第 33 投 票 区 (農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林 6番地 2	佐 藤 弘 志
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地13	鈴 木 正 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目 7番 4号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝平保育園)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9番 6号	菅 原 由 春
	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番 1号	菅 原 昭 彦
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗田養護学校)	投票管理者	秋田市新屋栗田町 1番25号	小 島 初 男
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋元町 2番17号	横 山 秀 男
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 2番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町 3番13号	小 野 良 治
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字礎106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康 雄
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市檜山金照町 6番25- 4号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字礎130番地	安 田 正 一
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地 2	山 岡 市 男
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5番 4号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市檜山川口境 9番 8号	柴 田 俊 雄
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字浦田87番地	遠 藤 善 弘
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 (（旧）八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (北部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市泉北三丁目 5番15- 405号	佐 藤 憲 彦
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港北六丁目 3番41号	佐 藤 裕
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目 3番 8号	佐 藤 耕

秋田市第54投票区 (土崎中学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須磨 良之
秋田市第55投票区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏春
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美 喜志
秋田市第56投票区 (將軍野中学校)	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目2番3号	鎌田 金光
	職務代理者	秋田市將軍野東二丁目1番38号	佐々木 良幸
秋田市第57投票区 (寺内児童センター)	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番19号	古井 金壽
	職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐藤 曜
秋田市第58投票区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 銀逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤 博幸
秋田市第59投票区 (將軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目5番7号	佐藤 久
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤 重徳
秋田市第60投票区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市將軍野青山町3番39号	小野 勲夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 義郎
秋田市第61投票区 (笹岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前7番地	関谷 孝雅
	職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中村 至
秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千浦 久義
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番5号	池田 誠
秋田市第63投票区 (飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2番19号	伊藤 恵司
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 誠
秋田市第64投票区 (北部公民館)	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越2番地	小坂 由太郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安田 忠市
秋田市第65投票区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城小友字箱館1番地	佐藤 伊一郎
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水戸瀬 敏之
秋田市第66投票区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐藤 多十郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊藤 隆
秋田市第67投票区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市外旭川字八幡田215番地6	大山 等
	職務代理者	秋田市東通一丁目8番28号	佐川 誠樹
秋田市第68投票区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大淵 道雄
	職務代理者	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地2	白岩 実
秋田市第69投票区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊藤 貞義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐藤 弘
秋田市第70投票区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向7番地19	奈良 生八
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈良 孝一
秋田市第71投票区 (金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足下刈字北野57番地30	谷 猛次
	職務代理者	瀧上市昭和豊川上虻川字仁山71番地	佐々木 嘉文
秋田市第72投票区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	斉藤 忠一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊藤 吉治
秋田市第73投票区 (旧)金足東小学校)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐樹
秋田市第74投票区 (東部公民館)	投票管理者	秋田市千秋矢留町3番37号	北村 公士
	職務代理者	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川邊 久貴
秋田市第75投票区 (泉中学校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎3番地1	清水 幸代
秋田市第76投票区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町2番7号	松下 秀博
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊藤 武士
秋田市第77投票区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋山 修次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正悦
秋田市第78投票区 (秋田市役所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内藤 克幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤原 健一
秋田市第79投票区 (大住児童館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松橋 弘明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井上 正敏
秋田市第80投票区 (御野場病院在宅ケアセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神谷 薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐々木 勉

秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地 3	渡 邊 貞 雄
	職務代理人	秋田市土崎港東四丁目 4 番17-19号	佐 藤 高 司
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市広面字長沼 7 番地29	大 友 武 夫
	職務代理人	秋田市檜山南中町10番45- 2 号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理人	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野東一丁目 8 番34号	福 田 恵 一
	職務代理人	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 3 番 4 号	高 橋 博
	職務代理人	秋田市手形字十七流174番地 3	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理人	秋田市飯島飯田一丁目 3 番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理人	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目 5 番 1 号	鷺 谷 達 夫
	職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理人	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐 藤 忠 孝
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱 7 番地128	小 林 孝 德
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩見三内地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義
	職務代理人	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 測 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋 6 番地	佐 藤 定 次
	職務代理人	秋田市河辺三内字野崎35番地18	石 塚 篤 樹
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理人	秋田市河辺三内字曾場台152番地 2	佐 々 木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐 々 木 金 満
	職務代理人	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理人	秋田市山王六丁目22番14号	名 古 屋 晃
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地 2	境 屋 弘 光
	職務代理人	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地 3	熊 谷 鉄 美
	職務代理人	秋田市河辺和田字坂本北575番地 2	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理人	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐 々 木 聡
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職務代理人	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目 的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱57番地	佐 々 木 弘 榮
	職務代理人	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河 辺 戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長 谷 川 清 正
	職務代理人	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
	職務代理人	秋田市川尻上野町 4 番19号	加 賀 谷 徹
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐 々 木 稔
	職務代理人	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ヶ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理人	秋田市雄和神ヶ村字稗島100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ヶ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐 々 木 俊 郎

秋田市第108投票区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高
秋田市第109投票区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字上野157番地	佐々木悦美
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第110投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴木静夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋山勝
秋田市第111投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒井志美雄
秋田市第112投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
秋田市第113投票区 (戸賀沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木一範
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長谷川清徳
秋田市第114投票区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野142番地1	浦山勇人
秋田市第115投票区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡路喜美雄
秋田市第116投票区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊藤一敏
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今川智仁
秋田市第117投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀井弘昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目5番33号	浅野学
秋田市第118投票区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎欽一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎隆一
秋田市第119投票区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石井重一
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字開野8番地2	鈴木功
秋田市第120投票区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台15番地1	佐藤文博
	職務代理者	秋田市御野場四丁目10番1号	堀井鏡平
秋田市第121投票区 (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊地義壽

秋市選管告示第67号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の場
所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法
律第100号）第64条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 平成25年7月21日
午後9時15分

秋市選管告示第68号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理
者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公
職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示
する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 開票管理者
秋田市大住三丁目3番43号 菅原弘夫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古谷 薫

秋市選管告示第69号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会
人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めた
ので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定
により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年7月18日
午後5時30分

秋市選管告示第70号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投
票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施
行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替え
て準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年7月6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 秋田市河辺市民サービスセンター
平成25年7月15日
新 秋田市河辺赤平字境田81番地 佐々木 金満
旧 秋田市河辺和田字式田下袋60番地1 石井 稔
- 2 秋田市河辺市民サービスセンター

平成25年 7月16日

新 秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1 石 井 稔
旧 秋田市河辺赤平字境田81番地 佐々木 金 満

秋市選管告示第71号

平成25年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成25年 7月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

秋田市第107投票区（萱ヶ沢自治会館）

新 秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地 京 極 藤 美

旧 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地 片 桐 登司夫

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

平成25年 7月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年 7月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（5 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第 3 号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（2 件）
- 5 農地法第 5 条許可の事業計画変更申請に関する件（2 件）
- 6 運営委員、農地等保全委員および農政専門委員の選任に関する件
- 7 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成25年 7月18日

秋田市監査委員 福 原 秀 就

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 鳥 井 修

秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
加 藤 晴 啓
宮城県仙台市太白区泉崎二丁目22番30-201号
森 谷 哲 也
宮城県仙台市青葉区小田原八丁目 6 番11号
鈴 木 崇 大
秋田県秋田市八橋本町三丁目21番16号 メゾンド八橋203号
三 浦 賢 介
秋田県秋田市新藤田字高梨台41番地 2

志野木 寿 明

宮城県仙台市青葉区錦町一丁目 1 番52-303号

半 田 雄 三

宮城県仙台市青葉区上杉二丁目 3 番20-902号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年 7月25日から平成26年 3月31日まで

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成25年 7月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
市川工業株式会社	菊 地 武 夫	秋田市寺内字イサノ 123番地 2

- 2 廃止年月日

平成25年 5月31日

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成25年 7月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
市川工業株式会社	菊 地 武 夫	秋田市寺内字イサノ 123番地 2

- 2 廃止年月日

平成25年 5月31日

秋田市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成25年 7月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社アクア ライン	大垣内 剛	広島市中区上八丁堀 8 番 8 号第 1 ウエノ ヤビル 6 F

- 2 指定年月日

平成25年 7月25日

公 告

11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成25年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第

（別紙）

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
（平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで）

閲 覧 年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	
平成24年 5月9日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成4年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	手形
平成24年 5月9日	NHK秋田放送局放送部 部長 小田橋 昭仁	6月全国個人視聴率調査	明治から平成17年までに生まれた男女	川尻上野町
平成24年 5月17日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	土崎港中央三丁目、河辺三内
平成24年 5月18日 23日	㈱フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	健康づくりに関する調査	20歳以上の男女	市内全域
平成24年 5月22日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2012年度旅行・観光消費動向調査		太平中関、太平八田
平成24年 5月24日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	環境問題に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	八橋イサノ二丁目
平成24年 5月30日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国民生活に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	仁井田新田二丁目
平成24年 6月6日 7日 8日	㈱フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成24年度県民意識調査	20歳以上の男女	市内全域
平成24年 6月13日	(一社)中央調査社 会長 中田 正博	テレビ視聴に関する調査	平成8年6月30日までに生まれた16歳以上の男女	茨島七丁目
平成24年 6月14日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成4年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	寺内
平成24年 6月21日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生涯学習に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	東通明田
平成24年 7月3日	(一社)中央調査社 会長 中田 正博	日常生活に関するアンケート調査	15歳以上79歳以下の男女	浜田
平成24年 7月3日	(一社)中央調査社 会長 中田 正博	2012年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成9年8月31日までに生まれた15歳以上の男女	濁川
平成24年 7月24日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	障害者に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	河辺松測
平成24年 8月7日	㈱毎日新聞社 代表取締役社長 朝比奈 豊	読書と時事問題の世論調査		土崎港中央二丁目
平成24年 8月8日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	第8回長寿社会における中高年の暮らし方の調査	大正8年9月1日から昭和27年8月31日までに生まれた60歳以上92歳以下の男女	手形字扇田
平成24年 8月8日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	人権擁護に関する世論調査	平成4年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	泉中央五丁目、泉南三丁目
平成24年 9月5日	NHK秋田放送局放送部 部長 今野 恵一郎	11月全国個人視聴率調査	明治から平成17年までに生まれた男女	川尻上野町

平成24年 9月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	道路に関する世論調査	平成4年9月30日までに生まれ た20歳以上の男女	新屋栗田町
平成24年 9月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	デジタル時代の新しいテレビ視 聴調査	平成8年12月31日までに生まれ た16歳以上の男女	御所野元町六 丁目
平成24年 9月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	男女共同参画社会に関する世論 調査	平成4年9月30日までに生まれ た20歳以上の男女	河辺戸島
平成24年 10月23日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	生活意識に関する調査	平成8年10月31日までに生まれ た16歳以上の男女	旭南三丁目
平成24年 10月30日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博	子どものいる世帯の生活状況お よび保護者の就業に関する調査	末子が18歳未満の子どもを育て ている世帯の父又は母	保戸野
平成24年 11月13日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	平成24年度食育に関する意識調 査	平成4年12月1日までに生まれ た20歳以上の男女	外旭川
平成24年 11月13日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	家族の法制に関する世論調査	平成4年11月30日までに生まれ た20歳以上の日本人の男女	泉北四丁目
平成24年 11月15日	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査		山王六丁目、 七丁目、旭南 二丁目、新屋 田尻沢中町、 西町、新屋日 吉町
平成24年 12月13日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識調 査	20歳以上の日本国籍を有する男 女	大町五丁目
平成24年 12月18日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	生活意識に関する調査	平成8年12月31日までに生まれ た16歳以上の男女	旭南一丁目
平成24年 12月18日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成4年12月31日までに生まれ た20歳以上の日本人の男女	新屋割山町
平成24年 12月20日	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査		外旭川字八幡 田、手形山中 町、金足、中 通五丁目、六 丁目、仁井田 字新中島、御 所野地蔵田二 丁目
平成24年 12月27日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	体力・スポーツに関する世論調 査	20歳以上の日本国籍を有する男 女	茨島六丁目
平成25年 1月8日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	衆院選後の政治意識・2013調査	平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女	榎山佐竹町、 牛島東四丁目
平成25年 1月8日	㈱新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	15歳以上の日本国籍を有する男 女	東通二丁目
平成25年 1月9日	㈱日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査	平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女	広面
平成25年 1月10日 11日	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	通信利用動向調査	平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員	仁井田、手形、 添川、広面、 新屋、外旭川、 上新城、泉
平成25年 1月17日	㈱ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	大正12年5月1日から平成5年 4月30日までに生まれた男女	榎山石塚町、 添川、御所野 地蔵田四丁目、 寺内児桜二丁 目
平成25年 1月22日	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	これからのライフスタイルのあ り方に関する世論調査	20歳以上80歳未満の男女	飯島飯田一丁 目

平成25年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	現代の生活意識に関する世論調査	平成8年12月31日までに生まれた16歳以上の男女	添川
平成25年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	現代の生活意識に関する世論調査	平成8年12月31日までに生まれた16歳以上の男女	御野場一丁目、 二丁目
平成25年 1月29日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	平成24年度国語に関する世論調査	平成9年2月28日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	牛島南一丁目、 仁井田字西潟敷
平成25年 1月31日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人の健康に関するアンケート調査	20歳以上79歳以下の男女	泉南一丁目
平成25年 1月31日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活の質に関する世論調査	15歳以上の男女	旭川新藤田西町
平成25年 2月7日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者動向調査	単身世帯の世帯主	手形
平成25年 2月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	くらしと生活設計に関する調査	平成5年2月28日までに生まれた20歳以上の男女	泉馬場
平成25年 2月19日	泉・緑の会 会長 富樫 清弘	泉・緑の会で子供の誕生記念として梅の苗木を贈るため	前年に誕生した子供	秋田市泉学区
平成25年 2月28日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	平成25年度生活保障に関する調査	昭和18年4月1日から平成7年3月31日までに生まれた18歳以上69歳以下の男女	飯島松根西町、 飯島松根東町
平成25年 2月28日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	宝くじに関する世論調査	平成7年3月31日までに生まれた18歳以上の男女	横森、外旭川 字野村、字田中

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

閲覧年月日	請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
平成24年 8月21日	秋田市市民生活部 生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため	山手台二丁目、 三丁目
平成24年 8月22日 23日	秋田県生活環境部 男女共同参画課	平成24年度秋田県男女の意識と生活実態調査	市内全域
平成24年 10月3日	秋田市市民生活部 生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため	下新城岩城、 上新城中
平成24年 12月4日 5日 6日 7日	自衛隊 秋田地方協力本部	自衛官募集事務上必要なため	平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男女 市内全域
平成25年 2月26日	秋田市市民生活部 生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため	土崎港北二丁目、土崎港東四丁目

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成25年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- 入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。
- 物件名 特定保健指導用ノートパソコン等納入設置および賃貸借（別紙1賃貸借仕様書（省略）および別紙2賃貸借仕様明細書（省略）参照）
 - 契約期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

2 入札参加資格要件

- 秋田市内に社員が常駐する事業所（本社、支店又は営業所等）を有していること。
- 租税に滞納がないこと。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号による制限を受ける者でないこと。
- 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 過去5年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人

を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

- (7) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか賃貸借契約を行える者であること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書を締結している場合も可とする。)
- (8) 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないこと又はこれらの者と密接な関係を有する者と認められないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月2日(金) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館2階 第1会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月9日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- エ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月17日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書
- イ 営業経歴書
- ウ 業務履行実績調査および契約書等の写し
- エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行されたもので写しでも可とする。)
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し
入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。
- カ 納税証明書
- (ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書(直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用(その3)」)
- (イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税(個人事業主に限る。)および固定資産税(平成24年度分および平成25年度の納付期限が到来している期のみ)。課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること。)に関

する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し(法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」)の提出も可とする。

- キ 同等品で入札に参加する場合は、同等品承認書とともに同等品であることが確認できる資料を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等の提出は、持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成25年7月3日(水)から同月17日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。
- イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1館 秋田市市民生活部特定健診課
- ウ 申込用紙 秋田市市民生活部特定健診課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成25年7月24日(水)後に郵送する。
- 6 仕様書等の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成25年7月3日(水)から同月17日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1階 秋田市市民生活部特定健診課
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市市民生活部特定健診課健診担当
電話 018-866-8903

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市飯島川端一丁目3番26号
保坂 久雄
- 2 道路位置指定箇所
秋田市飯島字家ノ下50番2および50番2地先道水路
- 3 道路幅員 6.01メートル
- 4 道路延長 8.68メートル
- 5 指定年月日および番号
平成25年7月5日 第4号

秋田市公告

秋田市道路除排雪車両運行管理システム（仮称）導入業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市道路除排雪車両運行管理システム（仮称）導入業務委託

(2) 業務内容

道路除排雪車両に搭載したスマートフォン等通信機能を持つGPS端末を用いて、道路除排雪車両の位置情報の公開および作業状況を管理することができるシステムの構築を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、37,550,625円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 過去2年間に本業務の内容と同種の業務又はGPSを使った車両管理を含む類似業務の受託実績を有する者であること、もしくは当該業務実績を有するシステムの開発者と代理店契約を結んでいる者であること。

(2) 代理店の場合は、システム開発者および代理店双方が第3項以降の事項を満たしていること。

(3) 参加表明書を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 国および秋田市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(9) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成25年7月5日（金）から同月17日（水）まで

イ 交付方法

実施要領は、道路維持課ホームページからの入手を原則とする。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/default.htm>

また、希望者には道路維持課においても直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成25年7月17日（水）午後5時

イ 提出場所 〒011-0901 秋田市寺内字蛭根85番地9

秋田市建設部道路維持課

ゆき対策担当

電 話 018-864-3643

F A X 018-864-0881

E-mail ro-csmt@city.akita.akita.jp

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成25年8月2日（金）午後5時

イ 提出場所 3(2)イに同じ

ウ 提出方法 3(2)ウに同じ

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 3に定める参加資格を満たした上で参加表明書を提出した者は、企画提案書の提出者として直ちに提案書作成に取り組むものとする。ただし、参加表明書を提出したものが10社を超えた場合は、選定委員会での書面審査を行い、おおむね10社を企画提案書の提出者として選定する。

(2) 委員会において、企画提案書およびプレゼンテーションの内容により審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は認めない。ただし、秋田市が追加の要求をした場合は、この限りではない。

(8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

(9) 問合せ先

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

直 通 018-864-3643

F A X 018-864-0881

秋田市公告

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）

第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市公園の名称および位置
別紙（省略）のとおり
- 2 都市公園の区域
別図（省略）のとおり
- 3 供用開始の期日
平成25年 7月10日

秋田市公告

次のとおり大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年 7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
 - (2) 工 事 番 号 商工 第4号
 - (3) 工 事 名 大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事
 - (4) 工 事 場 所 秋田市浜田字渦端154番地（大森山動物園内）
 - (5) 工 事 概 要 大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事
 - 鉄骨造平屋建て
 - 建築面積 1,076.32㎡
 - 延べ面積 740.15㎡
 動物舎建設工事
 - 鉄筋コンクリート造平屋建て
 - 建築面積 47.01㎡
 - 延べ面積 47.01㎡
 - (6) 工 事 期 限 平成26年 3月20日(木)
 - (7) 予 定 価 格 198,100,000円（消費税別）
 - (8) 開 札 予 定期日 平成25年 8月 7日(水)
 - (9) 仮契約予定期日 平成25年 8月12日(月)
 - (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
 - (11) 注 意 事 項
 - ア この入札は、電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
 - ア 代表者要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
 - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - (ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。
 - (エ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
 - (オ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (カ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (キ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
 - イ 代表者以外の構成員要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
 - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - (ウ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (エ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年 7月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調査（建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 - オ 誓約書（様式5）
 - (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成25年 7月16日(火)から同月22日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
 - (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年7月30日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年7月30日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年8月8日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(秋田市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成25年7月16日(火)から同月31日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 一式 51,480円(設計書 1,080円、図面 50,400円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成25年7月31日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年7月16日(火)から同年8月6日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年5月13日付け秋田市指令第2398号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り淵158番地1
山科建設株式会社
代表取締役 山 科 優
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港北一丁目27番2

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年5月13日付け秋田市指令第2399号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
千葉県習志野市谷津六丁目17番4号
松 島 幸 二
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋比内町66番、67番および66番地先道水路

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成25年度第3号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年7月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成25年7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成25年8月13日(火)午後1時から同月27日(火)午後11時まで
 - (2) 入札期間
平成25年9月3日(火)午後1時から同月5日(木)午後11時まで
 - (3) 開札
平成25年9月6日(金)午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成25年9月6日(金)午前10時

- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
平成25年9月13日(金)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 円卓、一枚板座卓、なまはげ人形および木の抜根置物については、直接引取りが可能であること。
 - (5) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第12号 外旭川汚水中継 ポンプNo.5 水中 汚水ポンプ分解 整備	秋田市外旭 川字鳥谷場 地内	平成25年 11月22日	機械器具設置工 事A級 (基本的要件に ついては、別に 記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月17日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月19日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月16日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年7月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年7月17日(水)から同月18日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第13号 上下水道局庁 舎外構修繕	秋田市川尻 みよし町14 番8号地内	平成25年 10月7日	ほ装工事A級 (基本的要件につ いては、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「ほ装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課からほ装工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月17日(水)午前10時20分

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成25年7月19日(金)

- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月16日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年7月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年7月17日(水)から同月18日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年 7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業 務 名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第74号	仁井田・豊岩取水導水施設点検管理業務委託	仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221番地2）および豊岩取水場（秋田市豊岩豊巻字下河原161番地7）	契約日から平成25年12月20日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 秋田県内の一級河川又は港湾において潜水作業を伴う構造物の施工、点検又は整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年 7月30日(火)午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成25年 8月 1日(木)
 - (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- (1) 租税に滞納がないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 7月23日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
 - (ア) 入札参加申込書（様式1）
 - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - (ア) 入札参加申込書（様式1）
 - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては、営業の事実を証する書類
 - (エ) 納税証明書
 - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月12日(金)から同月23日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年7月12日(金)から同月29日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年7月26日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第14号 仁井田浄水場 排泥池汚泥掻 寄機修繕	秋田市仁井 田字新中島 221番地2	平成26年 2月28日	機械器具設置工事 A級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年7月24日(水)午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年7月26日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月23日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月12日(金)から同月23日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年7月12日(金)から同月23日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年7月24日(水)から同月25日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第15号 仁井田浄水場豊岩送水ポンプ修繕	秋田市仁井田字新中島 221番地2	平成26年 1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 水道施設において、横軸両吸込渦巻ポンプ(吸込口径300mm以上)の分解整備の実績があること(下請、元請は問わない。)(基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月24日(水)午前10時20分

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成25年7月26日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の落札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月23日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月12日(金)から同月23日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年7月12日(金)から同月23日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時

まで。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年7月24日(水)から同月25日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり老朽管更新事業外旭川幹線配水管整備工事その2に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年7月16日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 本工事は、共同企業体による工事である。

(2) 工 事 番 号 水道 第37号

(3) 工 事 名 老朽管更新事業 外旭川幹線配水管整備工事その2

(4) 工 事 場 所 泉釜ノ町ほか

(5) 工 事 概 要 配水管布設工事

DIPφ600 L=2,217.2m

DIPφ500 L=7.9m

DIPφ200 L=156.4m

DIPφ150 L=46.6m

給水管連絡工事

φ40 2箇所

φ25 1箇所

φ20 5箇所

(6) 工 事 期 限 平成27年3月23日(月)

(7) 予 定 価 格 505,290,000円（消費税別）

(8) 開 札 予 定期日 平成25年8月7日(水)

(9) 契 約 予 定期日 平成25年8月12日(月)

(10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入

札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

(ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級格付されていること。

(イ) 水道施設工事業における特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

(エ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

(オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

(ア) 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級又は水道施設工事A級に等級格付されていること。ただし、一般土木工事A級と水道施設工事A級それぞれ1社の組合せとすること。

(イ) 一般土木工事業又は水道施設工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

(ウ) 一般土木工事又は水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

(エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年7月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

- (2) 申請書等の提出
申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成25年7月16日(火)から同月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年7月30日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年7月30日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年8月8日(木)午後5時まで返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成25年7月16日(火)から同月31日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 3,520円(税込み)(CD-ROM有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成25年7月31日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年7月16日(火)から同年8月6日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第16号 国道横断廃 止管モルタル 充填修繕	秋田市寺内 蛭根三丁目 地内ほか	平成25年 10月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 一般土木工事B級又はC1級 ② 水道廃止管等のモルタル充填施工の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事B級又はC1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一般土木工事B級又はC1級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月7日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月9日(金)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月6日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月26日(金)から同年8月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年7月26日(金)から同年8月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年8月7日(水)から同月8日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年7月26日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第17号 仁井田浄水場2群ろ過池上部修繕	秋田市仁井田字新中島221番地2	平成25年11月5日	建築一式工事C1級（基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事C1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建築一式工事C1級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年8月7日(水)午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年8月9日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月6日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年7月26日(金)から同年8月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年7月26日(金)から同年8月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年8月7日(水)から同月8日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

